

# 民意を反映する選挙制度実現 比例定数削減反対！ 運動情報

憲法会議 発行

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

【憲法しんぶん速報版】

2012年12月1日

第372号 Tel 03-3261-9007  
本号15号 Fax 03-3261-5453

## 懲りない民・自などー 定数削減政策 総選挙で、民意反映の選挙制度実現を

「選挙制度をどうするか」、国民の声と昨年来の国会内の協議の結論を踏まえ、政治家の劣化、国民の間に根をはらない政党の墮落を生むなど諸悪の根源となっている小選挙区制をなくすのか、そして「民意を反映する選挙制度、比例定数削減を許さない」総選挙政策となっているかどうかー各党の総選挙政策を見てみました。【2頁以降に各党の総選挙該当部分】

日本共産党は、「小選挙区制廃止、民意が正しく反映する選挙制度に」として、分野別政策「国会改革・選挙制度改革」で「小選挙区制を廃止し、民意が正しく反映する比例代表中心の選挙制度に抜本改革します。民意を切り捨てる比例定数削減に反対します。」と詳しく政策を述べています。

社民党は「議員定数は、多様な民意の反映、議員活動や国会の機能強化の観点で対応すべき」で、「現行選挙制度における比例区の定数削減に反対」、「比例代表中心へ抜本改革を」。

新党改革は「政治家の劣化を防ぐため、小選挙区制を廃止し、中選挙区制度に改革」とする一方、国会議員を半減するとしています。みんなの党は衆院300人・参院100人に削減し、「完全比例代表制」を導入、将来は改憲し、200人の一院にするとしています。

公明党は「定数削減、民意が反映される選挙制度改革を実現」、国民新党は「衆参とも半減、衆院の比例区は廃止」、新党大地は『0増5減』などの小手先の改革でなく、抜本的な改革、大幅な定数削減」、維新の会は「定数3割から5割削減」を打ち出しています。

### 国民の声、これまでの議論を無視する民主党、自民党

民主党は「臨時国会で実現した衆院5減に加え、次の通常国会で75議席、参院は40議席を削減」、自民党は、「国会議員定数の削減」の項で、「3党合意に基づき、選挙制度の抜本的な見直しについて検討を行い、次期通常国会終了までに結論を得た上で必要な法改正」と述べるなど、民意反映の制度を願う国民の声、抜本改革を求める国会内協議の内容を省みない政策となっています。

民意を削ることに執心な政党・議員への厳しい審判が求められます。

## 『月刊憲法運動』普及版(憲法講座の記録)を緊急出版

憲法会議

憲法が重大争点となっている衆院選挙で、「2012年憲法講座」(10月開催)での3つの講演(穀田恵二国対委員長・国会報告、浦田一郎明治大教授「改憲論の現段階」、西谷敏大阪市大名誉教授「橋下・維新の会」)が話題になっています。

憲法会議はこのほど、『月刊憲法運動』12月号普及版を緊急出版しました。頒価200円(送料別)。3講演、開・閉会あいさつ、憲法の眼、資料などを収録しています。

# 各党の衆議院選挙政策から ②

〔選挙制度、国会議員定数などに関する政策〕

2012年12月1日 憲法会議

公明党／国民新党／社会民主党／自由民主党／新党改革／新党大地／日本維新の会／  
日本共産党／民主党／みんなの党 〔50音順〕 ※日本未来の党「政策要綱」に記載なし

## 公明党

Manifesto2012 衆院選重点政策 日本再建

(2012年11月17日発表)

公明党がめざす7つの日本再建

2 新しい、住民本位の「国のカタチ」へ。

(2) 国民目線の政治改革を断行！

1. 広く民意を反映した選挙制度へ、政治改革を断行

国会議員の定数削減を実現。より民意が反映される選挙制度へ、衆議院・参議院の選挙制度改革を実現します。

国会議員の歳費を恒久的に2割削減します。

18歳選挙権を実現します。

インターネットを使った選挙運動の解禁を実現します。

2. さらなる政治資金改革を断行

企業団体からの政党・政治資金団体への献金を禁止します。

政治家の秘書などへの監督責任を強化します。(虚偽記載などの違法行為で、議員が相当の注意を怠った場合、公民権を停止し失職させます)

国会議員関係政治団体の収支報告書について、電子申請を義務付け、全面公開します。

## 国民新党

2012年国民新党政策集 日本再起動

(2012年11月30日発表)

重要政策9 「国会改革」

国民新党が目指す政治の実現のためには、長く続く「20年デフレ」からの脱却を実現するための内需拡大に向けた財政・税制の総合的な政策を実行するだけでなく、自らの身を削る必要があると考えています。

つまり、政治家として最も困難な課題である議員定数の削減に向けて明確な立場を示す事を通じて、国民の皆様が政治家としての不退転の覚悟を示して参ります。

また、国民新党は議員定数の削減を行い、議員の「量」を減らしながらも、集中的な審議時

間の確保とスピード感あふれる議会運営によって、「質」の高い政治を実現し、最終的には議員定数の半減を目標とします。

①衆議院 480 人→240 人(参議院の削減率 50%に同じ)

比例区を廃止し、選挙区のみとする。小選挙区制、中選挙区制については別途調整。

②参議院 242 人→121 人

選挙区 146 人→94 人(47 都道府県×2)比例代表 96 人→27 人(242 人÷ 2=94 人)

## 社会民主党

衆議院選挙公約 2012

(2012 年 11 月 22 日発表)

### 5. 選挙制度を変え、政治改革を実施します

○議員の定数は、行革や効率性の観点で取り扱うべきではなく、多様な民意の反映、議員活動や国会の機能強化の観点で対応すべきです。また、日本の議員定数は各国と比べ少なく、議員定数の削減は、官僚主導の政治に取り込まれる恐れもあります。よって、安易な定数削減にはくみせず、特に民意の反映を弱めることになる現行選挙制度における比例区の定数削減には反対します。

○現行選挙制度における「一票の較差」、「死票」、得票率と議席率の「乖離」をなくし、多様な民意が反映する公平な選挙制度とするため、比例代表中心の選挙制度へ抜本的に改革します。また、選挙制度の改正に当たっては、各党派の合意を尊重し、少数会派の切り捨てにならないよう求めます。

○インターネットは、候補者情報の充実、速報性、多様な情報の発信、有権者への直接の情報提供、時間的・場所的制約のなさ、有権者と候補者の双方向型の政治、金のかかわらない選挙の実現に資することから、インターネットを使った選挙運動を解禁します。また、各選挙管理委員会のウェブサイトにも、政見放送と選挙公報を掲載します。インターネット選挙解禁に当たっては、視覚障がい者の方などへの対応に万全を期します。

○政党や政治家の情報を入手する機会の拡大や有権者との対話を重視する観点から、戸別訪問の解禁、立会演説会の開催、高齢者が多く利用する F A X を使用した選挙活動の解禁など、選挙運動に対する規制のあり方を原則自由化の方向で見直します。そのため、抜本的な公選法見直しのための各党協議会の開催を求めます。

○選挙の公正性の確保や有権者の選択の拡大、多様で活力ある政治を実現するため、同一選挙区からの世襲立候補や政治団体の継承を制限します。また、会社などを退職しなくても立候補できる立候補休職制度・在職立候補制度の導入や供託金の引き下げなどで、だれもが立候補しやすい選挙制度に改革します。

○政党や政治資金団体への企業・団体献金をただちに禁止します。「抜け道」に使われている側面がある政治団体の機関紙誌への広告料の規制、迂回献金の禁止、政治団体の献金規制などを実現します。

○内閣官房機密費（報償費）の透明化に向けた法律を制定します。

○自治体首長・議員の私設秘書の追加、構成要件の明確化、第三者供賄規定など、あっせん利得処罰法の強化改正に引き続き取り組みます。

○政治資金の透明性を向上する観点から、国会議員ごとに政治資金収支報告書の中央・地方の一元的把握、政治家の資金管理団体、政治団体、後援会の連結決算の実現を求めます。

○政治倫理審査会を改組・拡充し、政治倫理委員会を常任委員会として設置します。国会議員の資産公開に対する実効性の確保などの面から政治倫理法を改正します。

## **自由民主党**

重点政策 2012 日本を、取り戻す。

(2012年11月21日発表)

### **【安心を、取り戻す。】から**

・議員定数の削減など国民の求める改革を必ず断行します。そして、真の政治主導による信頼される政治を実行します。

### **【自民党政策 BANK】「政治・行政・公務員改革」から**

国民のための「真の政治・行政改革」の推進

・衆議院議員の定数削減については、三党合意に基づき、選挙制度の抜本的な見直しについて検討を行い、次期通常国会終了までに結論を得た上で必要な法改正を行いません。

インターネット選挙の解禁

・「インターネット利用選挙解禁法案」を制定します。

### **【自民党政権公約（案）政権公約 J-ファイル 2012】**

#### **XI 政治・行政・党改革**

自民党は、定数削減など国民の求める政治改革に前向きに取り組みます。

限られた人的・物的資源を有効に活用し、行政機能や政策効果を最大限向上させる真に国民のためになる行政改革を進めます。

官の役割分担を明確にし、相互の信頼関係に基づく真の政治主導を実現します。

#### **299 国会議員定数の削減**

衆議院議員の定数削減については、三党合意に基づき、選挙制度の抜本的な見直しについて検討を行い、次期通常国会終了までに結論を得た上で必要な法改正を行います。

#### **300 ネット選挙の解禁**

フェイスブック、ツイッター、ブログなどの普及に鑑み、有権者への候補者情報の提供、国民の政治への参加意識向上等を図るため、インターネット等を利用した選挙運動を解禁します。

#### **301 二院制のあり方の検討**

憲法改正を前提に、わが国の二院制のあり方について検討を行います。

#### **302 国会における秘密会の設置**

国会において、外交・安全保障など機密保持が必要な案件の審議においては、国会議員に罰則付きの機密保持を義務づけて議論を行えるよう制度を整えます。

#### **304 政治資金の透明性の確保**

政治資金のより一層の透明性を確保します。労働組合等の政治活動の収支の透明化を図ります。また、幅広く国民の支援を求めるため、税制上の優遇措置を拡充するなど、個人献金等の促進を図ります。

#### **317 政党基本法の制定**

政党の定義、機能、綱領、資金等についての原則を定める政党基本法を制定し、透明性の

高い政党運営を国民に約束します。

## **新党改革**

約束 2012 世界に誇れる日本へ！

(2012年11月27日発表)

### 改革その5 品格のある政治

新しい政治モデルを作り、優秀な人材が集まる、品格のある、落ち着いた政治に変えていきます。カネのかからない清潔な政治を行います。

政・官・業・労組の癒着を断ち切ります。そして、真の政治主導による政治の強力なリーダーシップを発揮します。

### 計画 10 新政治モデル

#### □中選挙区制度への改革

○現在の小選挙区制度での当落は、候補者の資質よりも、その時々ブーム、風といったものに大きく左右されます。前途有望な優秀な若者が、候補者個人の能力や努力に関わりなく当落が決まるような「不合理な」選抜システムに応募することは考えられません。また、課題が複雑化する中で、ビジネス、農政、外交、防衛など、専門分野を持った職人的な政治家も必要です。政治家の劣化を防ぐため、小選挙区制度を廃止し、多様な意見が反映されるような中選挙区制度に改革します。

#### □肝の据わった政治家を育てる

○明治の元勳たちは、膨大な量の本を読み、あるべきこの国のかたちに思いをめぐらしました。伊藤博文は、既に日本有数の政治家であった40歳のとき、ウィーンに留学し、先進国の憲法を学びました。岩倉使節団は、政府の名だたる首脳を乗せて、2年間の長きにわたり、今後の日本のあり方を考える旅に出ました。

○総理や大臣を最低でも3年続けなければ、真の改革は実現出来ません。有権者が政治家を正しく評価し、信頼し、優秀な人を選べるようにし、総理や大臣が短期間で代わるような事態をなくします。

○政治家が、この国のかたちをじっくりと検討し、有権者も長期的な視点から支援するという政治モデルを構築します。

#### □金のかからない選挙

○政治には金がかかるという先入観があります。これが、業界や団体からの政治資金の融通になり、政官業労組の癒着に繋がっています。

○応援してくれる人達による「ボランティア選挙」、「手づくり選挙」をすれば、さほどお金はかかりません。金のかからない選挙モデルを広め、普通の人に参加できる政治モデルへと転換します。

#### □普通の生活をしながら行う政治へ

○一国の大臣になったとしても、集中した時間の使い方をし、任せるべき仕事は部下に任せれば、普通の生活ができます。

○遅くとも午後8時頃には帰路につき、スーパーに買い物に行き、家族と食卓を囲む。食後は本を読み、リーダーに必要な様々な知識を吸収する。

○普通の生活をして、普通の感覚で政治に携わるモデルを広げます。良質な政治家を増やし、政治をレベルアップさせ、国民視線の政治をする国に生まれ変わらせます。

□国会の完全可視化（見える化）

- 長期的な視点から政治家を育てるためには、政治家が首相や大臣が務まる器なのか、そのための努力をしているか、国民が政治家をふるいにかけてられるシステムが必要です。
- 本来はマスコミがその機能を果たすべきですが、残念ながらその役割を果たしているとは言えません。
- そのため、国民が直接、評価できる仕組みとして、本会議はもちろん、全委員会を、インターネット配信やNHK等で、無料で実況中継を行います。
- 政治家の能力、日頃の努力が最もよく分かる機会は、国会での質問です。国民が国会議員を常にウォッチして、ふるいにかけることで、政治家のレベルを上げていきます。「無能な100人の議員よりも、優秀な10人の議員を」。大臣クラスの器を持っている人だけが政界に留まれる仕組みに変えます。

**計画 11 清潔な政治**

□企業団体献金廃止

- 今、国民の間に広がっている閉塞感のベースには、政治に対する不信感があります。自民党や民主党の古い体質の領袖は、田中角栄、金丸信以来の政・官・業・組合の癒着にどっぷりと浸かり、国民を顧みない劣悪な政治を展開してきました。
- 政・官・業・労組の癒着を完全に断ち、政治とカネの問題を解消するために、企業・団体献金をやめます。

□個人献金と政党助成交付金

- 国会議員が普通の生活をしたとしても、地元で事務所を置いたり、事務員を雇ったりと、活動費用は必要です。企業・団体献金を廃止した後は、個人献金によって不足分を補うという方法へ切り替えます。
- しかし、日本に寄付文化は根付いていないので、すぐには個人献金に多くは望めません。その当面の間、次善策として、政党助成交付金で対応します。現在、国民一人あたり年間250円の負担を頂いていますが、その適正な水準を検討し、透明な政治を実現します。

□議員定数の半減

- 議会制民主主義においては、国民代表の議員の数は多い方が国民の意見を反映しやすいという意見もありますが、思い切って以下を提案しています。
- 現在の国会議員数は、衆議院480人、参議院242人の合計722人ですが、多過ぎます。議員が減れば、一人一人の役割が大きくなり、寝ている暇など無くなります。
- 議員定数を半減させることで、議員の質を向上させ、仕事をする政治に生まれ変わらせます。議員を削減すれば、現行の政党助成交付金で十分に活動することが出来、国民の皆様に変更する負担をお願いする必要もなくなります。
- 国政が議員定数半減をまず実践することで、都道府県、自治体にも実践を促していきます。

**新党大地**

新党大地の誓い

（2012年11月28日発表）

- 衆議院議員は300の小選挙区を200に、衆議院議員は人口100万人に1人で127人にし、衆参それぞれ100、115の大幅な定数削減の実現。
- 国会議員の月約130万円の歳費を3分の1カット、年約635万円のボーナス廃止。

○衆議院「0増5減」や参議院「4増4減」の小手先の改革ではなく、抜本的な衆参両院の選挙制度の改革を実現し、大幅な議員定数の削減をし、1票の格差を是正します。

## **日本維新の会**

骨太 2013—2016 「日本を賢く強くする」～したたかな日本～

(2012年11月29日発表)

### **3. 国家のシステムを賢く強くする**

【現状認識】政治の不安、地域の不安、国民に負担を求める際に自らの身を切る姿勢の欠如

【基本方針】から

- ・ 議員報酬 3割カット
- ・ 議員定数 3割から 5割削減
- ・ 個人献金を促す制度と企業団体献金の禁止

【政策実例】から

- ・ 参議院の抜本改革の第一歩として、自治体首長と参議院議員の兼職禁止規定をなくす。

## **日本共産党**

2012総選挙政策 日本共産党の改革ビジョン

60年続いた「自民党型政治」のゆがみを断ち切り、「国民が主人公」の新しい日本を「提案し、行動する。日本共産党」の躍進を訴えます

(2012年11月26日発表)

### **9. 小選挙区制廃止、民意が正しく反映する選挙制度に。政党助成金は廃止します**

野田首相は、「国会議員も身を切る改革が必要だ」などと言って、「国会議員定数削減」を民自公の3党で合意し、選挙後に実施するとしています。

しかし、民主党が言う「定数削減」は、現行制度で唯一民意が正確に反映される比例代表で選出される議員を大幅に削減するというものです。「身を切る」どころか、「民意を切る」のが民主党の「定数削減」です。

本気で「身を切る」つもりがあるなら、国民の税金で支払われる政党助成金こそ、まっさきに撤廃すべきです。

小選挙区制を廃止し、比例代表中心の制度か、3～5人区の中選挙区制に改革します

現行の小選挙区・比例代表並立制は、4割台の得票で7割もの議席を独占する制度です。衆議院の多数は、国民の多数ではないのです。これでは国民の願いが政治に届かないのも当然です。「大勝」した政党は、実力以上の支持を得たかのように「勘違い」して、国民無視の政治をしても矛盾を感じなくなっています。

さらに、小選挙区で議席を争える二大政党が、政治の中身はほとんど変わらないのに、「選挙のために対決する」ために、お互いの足を引っ張り合い、まともな政策論戦ではない「揚げ足取り」や「国会戦術」だけに終始するようになりました。

政治制度における最大の問題は、国民の意思と選択を正しく反映しない選挙制度で選出さ

れた国会議員が、国民の願いに反する政治を行っていることであり、政治と政治家が劣化していることです。

選挙制度の最大の基準は、民意を鏡のように正確に反映できるかどうかです。どの選挙制度がどの政党にとって有利か不利かという問題によって決めて良いものではありません。

●小選挙区制を廃止し、比例代表制へと抜本改革をはかります……日本共産党は、衆議院については、小選挙区制をなくし、現行の全国11ブロックごとの比例代表選挙にすることを提案しています。比例代表制度は、民意を正確に反映するとともに、人口の増減によって選挙区の区割りなどを変更しなくてもすむ、もっとも民主的で安定的な選挙制度です。

●定数3～5の中選挙区制への改革も選択肢とします……同時に、3～5人区の中選挙区制に改革することも、小選挙区制の害悪を取り除き、民意の反映を保障する方向での抜本的改善につながるものであり、選択肢としていきます。

政党助成金制度を廃止し、企業・団体献金を禁止します

政党助成金は、年間320億円、すでに5555億円もの血税が日本共産党以外の各政党にばらまかれました。日本共産党は、これは憲法違反の制度であり、本来、自主的自立的にまかなわれるべき政党の資金を、国民の税金に依存することは許されないと主張し、きっぱりと受け取りを拒否しています。

政党助成金は、政党と政治家の劣化ももたらしました。何よりも、国民の中で活動し、国民の支持を得て、政党の活動資金もつくる、という政党としての基本的な姿勢を喪失させました。さらに、政党の離合集散にも、「政党助成金をいかにもらうか」というみみっちい動機が作用しています。5人以上の国会議員をかき集めようとするのも、政党助成金の要件を満たすためです。

●政党助成金を廃止します……政党助成金は、国民の血税が、支持しない政党にも山分けされるという憲法違反の制度であり、ただちに廃止すべきです。

●企業・団体献金を全面禁止します……企業献金は、本質的に政治を買収するわいろです。ただちに全面禁止すべきです。

●「天下り」を全面禁止します……「高級官僚」の天下りを全面禁止し、「政官財」の癒着を断ち切ります。

## 2012年総選挙政策 各分野政策

### 35、国会改革・選挙制度改革

「民意がとどく国会」を実現するため、選挙制度の抜本改革をすすめます 2012年11月

(1) 小選挙区制を廃止し、民意が正しく反映する比例代表中心の選挙制度に抜本改革します。民意を切り捨てる比例定数削減には断固反対します。

①「身を切る改革」・比例定数削減は、民意を切り捨て、増税を押し付けるものです

野田首相は、解散の条件として「議員定数削減」をもちだし、選挙後の国会で実行することを民主・自民・公明の3党で合意しました。民主党の定数削減の主張は、現行制度で「多様な民意の反映」を確保するための比例代表選出議員の定数を80削減するもので、まさに民意を切り捨てるものです。しかも、野田首相は「国民の皆さんに消費税増税をお願いする以上、政治家も身を切る改革が必要だ」と、消費税増税と一体で定数削減を主張してきました。

日本国憲法は、国民が主権者であり、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」と前文の冒頭に明記しています。国民の代表で構成される国会の役割でもっとも大事なことは、政府を監視し暴走させないようにすることです。ところが、主権者の民意を反映するための国会議員を削減して「国民の身を切り」すてたうえ、消費税増税とい

う「負担」を国民に押し付けようというのが「身を切る改革」の正体です。

議員定数をふくめ選挙制度のあり方は、議会制民主主義の根幹をなす問題です。消費税増税の是非と定数削減はまったく別の問題であり、ましてや公約違反の「言い訳」にするなどもってのほかといわねばなりません。

比例定数80削減は「民意の反映」を削るものです。現行でも並立制で小選挙区とリンクさせられて比例代表制の機能が十分発揮されない問題がありますが、比例定数80削減によって総定数の4分の3が小選挙区議席となり、比例代表のブロック定数が3人、4人のところがつくられるなど比例代表は形だけとなり、限りなく単純小選挙区制に近づきます。少数政党を閉め出し、民意のゆがみはいっそう拡大します。

衆参の国会議員の総定数は、80年代には、それぞれ512（衆院）、252（参院）でした。ところが、この20年の間に衆参ともに定数が削減され、現在では、衆院480、参院242議席となっています。ただ定数が削減されただけでなく、選挙制度そのものが民意をゆがめる制度とされたために、国民の声が国会に届きにくくなっています。

総定数について1議席が何人の国民を代表しているかをみると、現行の衆院定数（480）は、人口約27万人に1議席の割合です。イギリス、ドイツなどヨーロッパ諸国（下院）では10万人に1議席の水準であり、日本は国際的に議員が少ない国となっています。また、わが国の普通選挙法1925年制定時に「人口12万人で1議員を配当」したことからみれば、議会政治史上もっとも少ない水準です。これ以上、「国民の代表」を削減するべきではありません。

## ②小選挙区制を廃止し、民意が正しく反映する選挙制度に抜本改革します

現行の選挙制度の最大の問題は、衆議院の小選挙区比例代表並立制のもとで、比較第一党が4割台の得票で7割もの議席を独占することです。1994年に導入されて5回の総選挙が実施されましたが、この実態は明瞭です。05年総選挙では、自民党（小選挙区）が47.8%の得票率で73%の議席を獲得し、09年総選挙では、民主党（小選挙区）が47.4%の得票率で73.7%の議席を占めました。それぞれ比例代表選挙でも得票に応じて議席を上積みし、4割台にすぎない得票率にもかかわらず300議席台という絶対多数議席を政権党に与えました。得票率と議席占有率に大きな乖離があります。民意をゆがめて、比較第一党の「虚構の多数」をつくり出しました。その一方で、議席に結びつかない「死票」は各小選挙区投票の過半数を超え、投票総数の半分近く3300万票もの投票（民意）は議席に反映されません。少数政党は、得票率にみあった議席配分を得られず、獲得議席を大幅に切り縮められました。大政党の有利に民意をゆがめる小選挙区制の害悪は、否定できない事実です。

このもとで小泉・安倍らの自民政権時代、郵政民営化から教育基本法、改憲手続き法など「数の力」で押し通す政治が横行しました。また「虚構の多数」で政権交代を実現した民主党政権は、国民から「白紙委任」をうけたかのようにふるまう一方、「普天間は最低でも県外」「消費税は4年間増税しません」などの公約を平気で踏みにじる政治をすすめました。このもとで、18年前、「政治改革」と称して小選挙区制導入を推進した政治家からも「失敗」と「反省」が語られ、「政党の墮落」「政治家の劣化」が指摘されています。

衆院選挙制度の改革をめぐる各党協議会では、制度そのものの是非が議題となり、民主党以外の全ての政党が「現行並立制が民意をゆがめている」との共通した認識を表明し、多くの党が「民意を反映する抜本改革が必要」と主張したことは重要です。民主党は比例定数80削減に固執し各党協議を一方向的にうちきった責任がきびしく問われなければなりません。いま国民の間でも世論調査で「抜本改革」をもとめる声が7割を超えています。民意の反映する選挙制度への抜本改革を実現すべきです。

選挙制度で最大の基準は、民意を鏡に映しとるようにできる限り正確に反映することです。どの制度が、どの政党にとって有利か不利かといった観点で決めてよいものではありません。

また多数党が自分の案を一方向的に押しつ付けたり、二大政党の「談合」で決めるなどは、民主主義の土台づくりでは決して許されません。国会を構成するすべての政党が真摯に抜本改革の協議をつくり、合意を得てすすめることが重要です。

●日本共産党は、衆議院選挙制度の抜本改革について、小選挙区を廃止し、現行総定数（４８０）のまま、全国１１ブロック毎の比例代表選挙にすることを提案します。比例代表制度は、民意を正確に反映するもっとも民主的な制度です。

同時に、中選挙区制（３～５人区）への改革も、小選挙区制の害悪を取り除き、民意の反映を保障する方向での抜本的改善につながるものとして、選択肢としていきます。

●野田首相が「解散」の条件とした小選挙区「０増５減」は、わずか１時間余りの審議で民主・自民・公明などの賛成多数で成立しました。野田首相は「違憲状態を解消するため」としきりに強調しましたが、「０増５減」は、最高裁が「違憲状態」とした「１人別枠方式」による配分はそのまま残して、格差が２倍を超える選挙区をなくすだけのびほう策にほかなりません。しかも、実際の総選挙は現行の区割で実施するのであり「違憲状態」の解消という言い分は矛盾しています。

最高裁判決は小選挙区制の存在を前提にして判断を示したものです。現行選挙制度の最大の問題である民意をゆがめる小選挙区制をやめ、比例代表制中心の選挙制度に改革する中で格差問題も解消すべきです。「０増５減」の区割り作業に審議会が着手しましたが、これで小選挙区制を維持・固定化し、抜本改革を棚上げすることは許されません。

●参議院議員選挙制度について、先の臨時国会で民主・自民両党が共同提出して成立させた「４増４減」は、４・７４６倍もの格差を容認するもので、最高裁「違憲状態」判決の指摘した、投票価値の平等という憲法上の要請にこたえるものでないことは明らかです。日本共産党は、現行制度の抜本改革は不可欠との前提にたち、「西岡私案」の「全国１１ブロック比例代表制・総定数２４２維持」を「たたき台」として各党協議をすすめることを改めて提案します。

（２）政党助成制度を廃止します。企業・団体献金を禁止します。政治資金は「国民の浄財」に依拠したクリーンな政治に変えます

政党助成金制度が１９９５年に導入されて１８年たちます。年間３２０億円もの血税が日本共産党以外の各政党に毎年ばらまかれ、その総額は５５５５億円に達しています。この間に各党が受け取った金額は、自民党２５４０億円、民主党１６２９億円、公明党４１４億円、社民党３３５億円にもなります。

日本共産党は、国民の税金から政党が活動資金を分け取りすることは、政党を支持していない国民にも有無をいわず"献金"を強制するものであり、「思想・信条の自由」や「政党支持の自由」に反する憲法違反の制度であると厳しく指摘してきました。本来、自主的自立的にまかなわれるべき政党の政治資金を国民の税金に依存することは許されないと主張し、きっぱりと受け取りを拒否してきました。

重大なことは、政党助成金制度が、政党と政治家の墮落と劣化をもたらしていることです。

日本共産党以外の政党は、政党の運営資金の大半を政党助成金でまかっています。政党助成金依存率は、民主党が約８割、自民党が約７割となっています。制度導入当初は「過度に依存しない歯止め」の議論がありましたが、まさに「税金に過度に依存」するいわば「国営政党」というのが実態です。自らは税金に依存しながら、国民に増税を押し付ける、まさに厚顔無恥の態度であり、断じて許されません。

今回の総選挙前に新党が乱立し離合集散をくりかえしましたが、その背景には「５人以上の国会議員をみつめれば政党助成金をもらえる」ということが動機の一つになっています。政党は、何よりも、国民の中で活動し、国民の支持を得て、政党の活動資金をつくる、というのが政党としての基本です。政党が一般国民から浄財を集める努力をしないで、税金で党

財政をまかなっていると、次第に感覚が麻痺して、庶民の痛みがわからなくなるのです。政党助成金だのみの政党をつくりだす制度が、「虚構の多数」をつくりだす小選挙区制とあいまって政党・政治家の墮落・劣化を生み出しているのです。このような「有害」な税金の使い方は許されません。

政党助成金制度はきっぱり廃止します

政党助成制度は、もともと金権政治一掃をもとめる国民の批判にこたえるため、1994年「政治改革」で「企業・団体献金の廃止」とひきかえにという口実で導入されたものです。ところが実際には、「政治家個人に対する企業・団体献金は禁止するが、政党には認める」とされ、政党・政党支部を受け皿に企業・団体献金を温存しました。政治家が党支部をたくさんつくって企業・団体献金を受け取っているのです。現在、総務省届出だけでも、企業・団体献金を受けることのできる支部は、民主、自民、その他の政党もあわせると8809支部にのぼっています。国民の税金である政党助成金をうけとりながら、もう一方の手で企業・団体献金を受けとり、「企業・団体献金も、政党助成金も」というありさまです。「政治とカネ」をめぐる疑惑は、政権交代後も途切れることはありません。

そもそも、企業献金は、本質的に政治を買収する賄賂です。ただちに全面禁止すべきです。政治資金は「国民の浄財」であり、国民一人ひとりが支持する政党に資金を拠出することは、国民の政治に参加する権利そのものです。営利を目的とし、選挙権をもたない企業に政治献金の自由を認めるべきではありません。

日本共産党は、政党助成制度を廃止し、企業・団体献金の全面禁止を主張します。国民の浄財に依拠したクリーンな政治資金制度を確立するべきです。

同時に、日本共産党は、こうした方向を主張するだけでなく、政党助成金を拒否し企業団体献金を受け取らないことをみずから実行しています。

(3) 選挙活動の自由拡大を求め、公選法改正をすすめます

日本の公職選挙法は、「べからず選挙法」といわれるように、さまざまな規制が設けられています。これは政治的民主主義や国民の参政権の保障という点でも、重大な問題です。国政選挙に立候補する場合、供託金は比例代表で600万円、選挙区で300万円必要です。1回の選挙に立候補するのに、これだけの資金を融通できる一般国民がどれだけいるのでしょうか。諸外国の供託金は、隣の韓国が180万円、欧米諸国は、ほとんど10万円前後です。日本共産党は供託金を大幅に引き下げることを求めます。

また、戸別訪問の禁止をはじめ、選挙期間中のビラ、ポスターの配布規制、インターネットを使った選挙活動規制など「禁止・規制法」としての性格をもっている公職選挙法を根本的に改め、主権者である国民が気軽に多面的に選挙に参加できる制度に変えることを要求します。

世界の8割以上の国で実施されている18歳選挙権の実現をめざします。

(4) 国民の意見を反映する「徹底審議」の国会に改革します

民主党は「政治主導」「政治家同士の議論」などと称して、内閣法制局長官の答弁禁止など国会の行政監視機能を形骸化する方向で「国会改革」をすすめようとしたが、鳩山・菅内閣が公約違反や震災対応で政権運営につまずくと、一転して“官僚依存”をつよめ、「改革」は頓挫しました。一方、2010年参院選で敗北後、民主党政権は、「ねじれ国会」の下で自民・公明両党との政局がらみの取引に終始し、3党で「対立」と「談合」の駆け引きをくりかえしてきました。子ども手当法、東日本大震災復興基本法、原子力規制委員会設置法、社会保障・税一体改革法など多くの重要法案で、水面下の3党協議がおこなわれ3党が修正で合意するや、それまでの審議の積み重ねなどおかまいなしに質疑打ち切り・採決という3党談合の国会運営がくりかえされました。

●「徹底審議」の国会めざす

政府提出法案等の審議では、「対立」と「談合」の駆け引きに終始するのではなく、本会議・委員会での徹底した質疑を通じて問題点を国民の前に明らかにし、国民的な議論を反映しながら合意の形成をはかり結論をだす「徹底審議」の国会に改革します。

そのため質疑時間は議席率による按分ではなく、少数会派の議員にも十分な質疑時間を保障すること、修正案についても十分な質疑を求めます。また専門家や関係者を参考人招致し、多様な国民の意見を直接聞く公聴会をもっと活用します。

衆参いずれかの院で10議席以上なければ党首討論ができないというような、少数政党を不当に国会審議の場から排除したり、発言の機会を少なくしたりしている取り決め（申し合わせ）を抜本的に改めることを要求します。「国会活性化」の名で首相・閣僚の国会出席義務を制限する取り決めは廃止します。

国会請願については、請願者から趣旨を聴取し質疑するよう改善を提案します。議案提案権の人数要件を緩和し、議員立法の活発化を図ります。

#### ●国会の国政調査権、政府・行政監視機能の強化

国会のもっとも重要な役割の一つが政府・行政の監視機能です。東電福島原発事故では東電・政府による資料隠しが横行し、事故の実態や対応状況を明らかにするための国会の国政調査権、行政監視機能の重要性を改めて示しました。国政調査権を背景に設置された国会東電原発事故調査委員会が提言した、事故の継続調査のための第三者機関や国会常設委員会として原子力問題特別委員会の設置をすすめ、監視機能を強化します。

政府・行政実態の解明のため、行政責任者（官僚）、公的機関への質疑、関連企業の責任者の証言を求めます。政府・行政機関等が議事録の作成・公表を怠り、「黒ぬり公開」などの情報隠しも横行しています。国政に必要な行政資料・情報の公開を徹底します。秘密保護法の制定は許しません。

## 民主党

民主党の政権政策 Manifesto 動かすのは、決断。今と未来への責任。

(2012年11月26日発表)

### 民主党5つの重点政策

#### 5 政治改革

政治への信頼回復は、身を切る改革から 世襲政治からの脱却、議員定数の削減を実現し、新しい政治文化を創ります。

**今と未来への責任。** 民主党は、責任ある改革の道をまっすぐに進む前へ進むのか、後ろに戻るのか。それが問われています。

政権交代に託された、道半ばの改革をさらに進めていくのか。それとも、しがらみと既得権益にまみれた、古い政治へと時計の針を逆戻りさせてしまうのか。あるいは、理念も方向性も一致しないのに、選挙のためだけの合従連衡に、国の舵取りを委ねてしまうのか。

選択するのは、あなた自身です。

私たち民主党は、社会保障の改革を断固としてやり抜きます。これ以上、子や孫にツケを先送りしてはなりません。

チルドレン・ファーストの理念に立ち、子ども・子育てを力いっぱい後押しします。

分厚い中間層を取り戻すため、持続可能な新しい成長を追求します。

公共事業をばらまき、借金を重ねる先に、明るい経済の見通しが開けるはずもありません。原発ゼロをめざし、エネルギー革命を推進します。

10 年間も立ち止まる暇はありません。着実な脱原発なのか、惰性で原発依存なのか。いまこそ、はっきりさせるべき時です。

平和国家として、日米同盟を基軸に、大局観に立って現実的な外交・防衛政策を進めます。

強い言葉だけが躍る強硬姿勢や排外主義は、国民と国を危うい道に迷いこませます。

議員定数の 1 割すら削減できず、脱世襲にも踏み切れない。そんな政治集団に自ら身を切る改革はできません。

定数削減と脱世襲政治を徹底し、「決断する政治」の新たな政治文化を創ります。

私は、過去 3 年間の反省と教訓を胸にしっかりと刻み、覚悟を共有する民主党の同志と共に、この国の政治文化を変えていきます。政権交代前には決してできなかった改革をさらに前へと進めていく決意です。

責任ある改革を進める民主党を選択していただくよう、ここに新たなマニフェストを訴えます。

民主党代表 野田佳彦

## 民主党 5 つの重点政策 5 政治改革

政治への信頼回復は、身を切る改革から

政治は国民のためにあり、国民と政治を繋ぐものは信頼です。

政治家が自ら改革することが、強く求められています。

とくに世襲の問題と議員定数の削減は、政党と政治家の姿勢が国民から問われています。まず政治が率先垂範、決断するときです。

「決められる政治」はその先にしかありません。

○先の臨時国会で実現した 5 議席削減に加え、次の通常国会で衆議院の議員定数を 75 議席削減します。参議院の議員定数は 40 議席程度削減します。

○現職国会議員が引退する場合、その親族（三親等以内）が引き続かたちで同一選挙区から立候補する、いわゆる世襲について、民主党は今後も内規で禁止します。

○大震災復興期間における歳費減額（現在、2 年間の臨時特例で 12.8%削減）を継続します。ただし、衆議院の定数削減が実現するまでの間は削減幅を 20%に拡大します。

○企業・団体献金は、禁止します。

議員定数の削減と、企業・団体献金の禁止は、必ず実現します。

## マニフェスト政策各論

5. 政治への信頼回復は、身を切る改革から

（6）政治改革・国会改革を断行し、国民の信頼を取り戻す

○企業・団体献金を禁止する。

○国会議員関係政治団体の収支報告書をインターネットで一括掲載する。

○国会議員の関係政治団体の収支報告書の開示期間を 3 年間から 5 年間に延長する。

○インターネット選挙運動の解禁をすすめる。

○現職国会議員が引退する場合、その親族（三親等以内）が引き続かたちで、同一選挙区から立候補する、いわゆる世襲について、民主党は内規で引き続き禁止する（民主党内規の遵守）。

○衆参選挙制度について、選挙制度審議会の議論などを踏まえて、抜本改革を行う。

○国会経費の削減をすすめる。

・次期通常国会で衆議院の議員定数を 75 議席削減する。参議院の議員定数を 40 議席程度

削減する。

- ・大震災復興期間における歳費減額（臨時特例 12.8%）を継続する。ただし、衆議院の定数削減が実現する（法的措置が講じられる）までの間は、削減の幅を拡大し、20%減額とする。

○決められる政治、熟議の国会とする。

- ・予算と関連する法案をセットで扱うルールを確立する。
- ・両院協議会のあり方を見直す。
- ・国益および外交上の観点から、閣僚の国会出席義務を緩和するとともに、議会開会中であっても政党・議員外交が積極的に行えるようにする。

## **みんなの党**

### 2012アジェンダ

（2012年11月28日発表）

#### **I 増税の前にやるべきことがある！ —消費増税を凍結し、まずは国会議員や官僚が身を切る—**

国民の手に政治を奪還する。我々「みんなの党」は、政治家や官僚の利権、既得権益に食いつぶされてきた国民の貴重な税金を、本来の持ち主である国民のもとに取り戻します。

前回の総選挙で、民主党は私たちの主張と一見類似した公約を掲げて多くの国民から支持を得ました。しかし、政権交代を果たすと、いとも簡単に官僚に取り込まれてしまいました。民主党がマニフェストに掲げた「天下り根絶」は実施されず、むしろ逆行する人事が横行しています。「国家公務員人件費2割削減」は先送りされたままで、同党が国会に提出した公務員制度改革法案も、自民党政権時代につくられた案からも大幅に後退した内容となっています。

自民党も民主党も、「官僚主導から政治主導」を実現することは不可能でした。二大政党の実態とは、あるときは財務省依存、またあるときは復興予算の流用に象徴されるような危うく、そして誤った「政治主導」でしかなかったのです。

民主党の一般会計、特別会計あわせて207兆円の予算を組み換え、20兆円程度の財源を捻出するという約束も果たされませんでした。そのような状況下で、二大政党は財務省が主導する「消費増税」を決めてしまったのです。世界一の少子高齢化が進む日本において、私たちも将来的な増税を一切否定するわけではありません。

「増税の前にやるべきことがあるだろう！」

みんなの党が結党以来言い続けてきたフレーズです。この信念を我々は必ず実現したいと思います。

増税の前にはやるべきことが数多くあるのです。私たちは「国民に負担を求める前に、まずは国会議員や官僚が身を切るべきだ」との国民の声に真摯に答えていきます。

みんなの党は、国会議員が享受している数々の特権を廃止し、税金で養われる公務員の数や給与の削減、天下りの禁止を断行します。国家予算の「埋蔵金」を発掘し、予算もゼロベースで見直していきます。

みんなの党には、公務員労組等とのしがらみはありません。そして何より、私たちの主張を実現していくための具体案と、強い覚悟があるのです。

#### **A 国会議員が自ら身を切る**

1. 国会議員の数を大幅削減し、給与をカット

2回の選挙を経て衆議院議員は300人（180減）、参議院議員は100人（142減）へと削減する。

国会議員給与の3割、ボーナス5割カットを即時実施する（本則から）。

1票の格差を完全になくすため、「完全1人1票比例代表制度」を導入する。

将来的には憲法改正手続きの簡略化を進め、決議要件を緩和。憲法改正によって「地域主権型道州制」を導入した後、衆参両院を統合して一院制（定数200）へと改め、「ねじれ国会」をなくす。

2. 議員特権の廃止

国会議員に無料で提供されているJRパス、航空券を廃止する。

衆参議員宿舎を売却する。

国会議員用の公用車を原則廃止する。

3. 政治資金の流れを透明化し、利益誘導政治から脱却

企業・団体献金を即時全面禁止する。

個人の政治献金を促すため、小口献金を中心に全額所得税額控除制度を設ける。

政党助成金等に係わる情報公開を進め、憲法改正時には政党規定を新設するとともに、政党運営の健全化を図る「政党法」を制定する。

## Ⅶ 財源はしっかり手当する！

### C 身を切る改革から始める

1. 国会議員、国家公務員人件費の削減

①国会議員の定数の約4割削減、給与3割・賞与5割カット、国家公務員人件費は2割削減する。

②現在国家公務員に適用されている2年間限定の7.8%カットでは年間2,900億円しか削減されないのに対し、1兆円超の削減となる（フロー）。